

様式集

資料編

市担当課別様式一覧

地域振興課

- 「浦安市〇〇〇〇自治会会則（ひな形）」
- 「浦安市自治会集会所標準管理規程（参考）」
- 「入会連絡書」
- 「浦安市自治会連合会会則」
- 「浦安市自治会連合会表彰規程」
- 自治会運営費補助金
 - 「浦安市自治会・自治会連合会運営費補助金交付申請書」
 - 「浦安市自治会・自治会連合会運営費補助金交付申請用 予算書」
 - 「浦安市自治会・自治会連合会運営費補助金交付申請用 事業計画書」
 - 「浦安市自治会・自治会連合会事業実績報告書」
 - 「浦安市自治会・自治会連合会事業実績報告用 決算書」
 - 「浦安市自治会・自治会連合会事業実績報告用 事業報告書」
 - 「浦安市自治会・自治会連合会運営費補助金概算払交付請求書」
 - 「浦安市自治会・自治会連合会運営費補助金概算払精算書」
 - 「自治会運営費補助金口座振替払申出書」
 - 「自治会会員世帯数報告書」
 - 「役員名簿」

危機管理課

- 啓発用防災物品借用申請書 ※
- 「自主防災組織訓練等事業申込書」 ※
- 自主防災組織事業費補助金
 - 「浦安市自主防災組織事業費補助金交付申請書」 ※
 - 「浦安市自主防災組織事業費補助金交付請求書」 ※
 - 「浦安市自主防災組織事業費補助金実績報告書」 ※
 - 「浦安市自主防災組織変更届出書」
- 自主防災組織防災器材等購入補助金
 - 「浦安市自主防災組織防災器材等購入補助金交付申請書」 ※
 - 「浦安市自主防災組織防災器材等購入補助金交付請求書」 ※
 - 「浦安市自主防災組織防災器材等購入補助金実績報告書」 ※
 - 「浦安市自主防災組織防災器材等購入変更承認申請書」 ※

ごみゼロ課

○資源回収事業奨励補助金

「浦安市資源回収事業奨励補助金交付申請書」

「浦安市資源回収事業奨励補助金交付請求書」

「浦安市資源回収事業登録事項変更・廃止届出書」

みどり公園課

○「都市公園内行為許可申請書」 ※

○公園等里親制度

「浦安市公園等里親申出書」

「団体名簿」

「公園里親制度年間活動予定表」

「浦安市公園等里親活動用具貸与等願」

○緑化活動支援制度

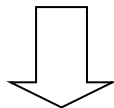
「緑化活動計画届」

「活動報告書」

様式名の後ろに※があるものは「ちば電子申請サービス」

(<http://www.shinsei.elg-front.jp>) の利用及び様式のダウンロードができます。

詳しくは各担当課へお問い合わせください。



浦安市役所 047-351-1111（代表）

地域振興課 047-712-6246

危機管理課 047-712-6899

ごみゼロ課 047-712-6485

みどり公園課 047-712-6513

浦安市〇〇〇〇自治会会則（ひな形）

（名称・事務所）

第1条 本会は、浦安市〇〇〇〇自治会と称し、事務所を〇〇〇〇に置く。

（目的）

第2条 本会は、自主的な運営のもとに会員相互の信頼と協力により、生活環境の向上及び会員相互の親睦を図り、住みよい環境を作ることを目的とする。

（活動）

第3条 本会は、前条の目的を達成するため次の活動を行う。ただし、特定の政党・宗教及び営利団体の活動には関与しない。

- （1） 会員相互の親睦、助け合いなどを図る活動。
- （2） 会員の健康で文化的な生活向上のための活動。
- （3） 防犯・防火・交通安全等を図る活動。
- （4） 各種行政機関、他団体等と協力して行う活動。
- （5） その他、本会の目的を達成するために必要な活動。

（会員）

第4条 本会の会員は当地域内に居住し、本会の目的に賛成する世帯単位で構成する。

- （1） 会入会届を会長に提出することにより会員となる。
- （2） 退会は（①当地域内から転出したとき ②退会届を会長に提出したとき）に会員の資格を失う。

（機関の種類）

第5条 本会に次の機関を置く。

- （1） 総会
- （2） 班長会

（総会）

第6条 総会は、自治会の最高議決機関とする。総会は、定期総会と臨時総会の2種とする。

- （1） 定期総会は、会計年度が終わってから2か月以内に会長が招集する。
- （2） 臨時総会は、役員会が必要と認めたとき、または会員の5分の1以上の要求があつたとき会長が招集する。
- （3） 前項の要求は、会議の目的たる事項及び事由を記載した書面を会長に提出することにより行う。
- （4） 総会は、会員の過半数（委任状を含む）の出席で成立し、出席者の過半数で議決する。
- （5） 会則の改定は、出席者の3分の2で議決する。
- （6） 総会の議長は、出席会員の中より選出する。
- （7） 総会は、次のことを審議し承認決定する。

- ① 年間活動報告

- ② 会計報告
- ③ 新年度の活動方針及び予算
- ④ 会則規定の制定及び改廃
- ⑤ 会員の改定
- ⑥ 関連外部団体への加入・脱退
- ⑦ 総会の議案書の告示以後10日以内に会長に提出された事項
- ⑧ 役員の承認
- ⑨ その他、役員会が必要と認めた事項

(班長会)

第7条 班長会

- (1) 班長会は、総会に次ぐ議決機関であって、班長・役員をもって構成し会長が招集する。
- (2) 班長会は、班長総数の過半数をもって成立し、出席者の過半数で議決する。この場合役員は議決権をもたない。
- (3) 班長会は、〇〇〇〇の定例会或いは役員が必要と認めたとき。または、班長の3分の1以上の要求があったとき開催する。
- (4) 班長会の議長は、班長の中から選出する。
- (5) 班長会は、必要に応じて特別委員会を設置することができる。特別委員会は任務終了次第解散する。選出は班長会で行い会長が任命する。

(班長)

第8条 班長

- (1) 班長は、各地区を代表して会員の意思を的確に班長会に反映させるとともに、自治会活動が活発に行われるよう協力するものとする。
- (2) 班長は、各地区より1名互選し、任期は〇年間とする。

(役員会)

第9条 役員会

- (1) 役員会は、会の執行機関であって、総会及び班長会に対して忠実にその職務を遂行する義務を負う。
- (2) 役員会は、会長・副会長・会計・監査・専門部長で構成し、会長が随時招集し開催する。
- (3) 役員会は、役員の3分の2の出席で成立し、出席役員の過半数で議決する。議長は会長があたる。

(役員)

第10条 役員

- (1) 本会は、原則として次の役員を置く。
 - 会長 〇名 会を代表し班長会を統括する。
 - 副会長 〇名 会長を補佐し会長に事故あるときは、その職務を代表する。
 - 会計 〇名 経理事務を掌握する。
 - 監査 〇名 会計上の帳簿記録等を監査する。

〇〇 〇〇 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

- (2) 役員の任期は〇年とし、新たな役員が選出されるまで引き続き職務を行うものとする。ただし、役員の再任は妨げない。(出来る限り2年以上の複数年としてください。また、役員の交代は総入れ替えではなく、半分の入替えで引継ぎができるようにしてください。)
- (3) 役員がやむを得ない理由で辞任するときは、班長会の承認を受け次の総会で報告する。欠員は班長会で選出し、その任期は前任者の残任期間とする。

(専門部会)

第11条 専門部会

- (1) 本会の目的を活発にするため、専門部会を設ける。
 - ① 生活・環境対策部
 - ② 文化・倶楽部
 - ③ 広報部
 - ④ 〇〇〇
- (2) 部員は、会員であれば自由に入部できる。

(会費・会計)

第12条 会費・会計

- (1) 本会の経費は、会費・助成金・寄付金・その他の収入でまかなう。
- (2) 本会の会費は、会員1か月あたり金〇〇〇〇円とし、班長を通じて納入する。
- (3) 会計年度は、毎年〇〇月〇〇日より翌年〇〇年〇〇日までとする。

(運営規則)

第13条 本会を運営するために必要な細則は班長会で定めることができる。

附則

この会則は、令和〇年〇〇月〇〇日より施行する。

浦安市自治会集会所標準管理規程（参考）

（趣旨）

第1条 この規程は、〇〇〇自治会集会所（以下「集会所」という。）の管理に関し、必要な事項を定めるものとする。

（使用者の範囲）

第2条 集会所は連帯感をもち快適で健全な生活環境のもとで健康的生活・福祉増進・文化向上を目的とする団体・地域住民等の体育、娯楽、研修、集会等の場所を提供するものとする。

（管理）

第3条 集会所の管理は、自治会が行うものとする。

（使用の承認）

第4条 集会所を使用しようとする者は、集会所使用申請書により管理者の承認を受けなければならない。ただし、急を要する場合はこの限りでない。

（使用の制限）

第5条 管理者は申請者が次の各号に該当する場合は、集会所の使用を承認しないことができる。

- (1) その使用により騒音その他で付近に迷惑をかける恐れがある催し、又は会合に使用するとき。
- (2) 酒食をもって行う会合に使用するとき。
- (3) 営利を目的とする催し、又は会合に使用するとき。
- (4) 政治活動・宗教活動に使用するとき。
- (5) 集会所の維持管理上、その目的により支障を生じるとき。
- (6) その他、集会所設置の目的に反すると認められるとき。

（使用承認の取消し）

第6条 管理者は、第4条の規定により使用を承認した者に対し、次の各号に該当する場合は、その使用の承認を取消し、若しくは停止することができる。

- (1) この規定に定める条件に違反したとき。
- (2) 集会所の維持管理上支障があると認められるとき。
- (3) 急を要する公的な会議があるとき。

（遵守事項）

第7条 集会所を使用する者は、その管理上次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 承認を得た使用目的以外には使用しないこと。
- (2) 集会所の使用に際し、模様替え、又は設備を付加するなど一切しないこと。
- (3) 使用を終了したときは、清掃及び火の始末等を充分に行うこと。
- (4) 集会所の施錠を行い、管理担当役員に鍵を返還するとともに使用終了を報告すること。
- (5) その他、この規程の趣旨に反する一切の行為をしないこと。

(損害賠償)

第8条 管理者は集会所を使用した者が集会所の施設等を損傷した場合は、これによって生じた損害を使用者に弁償させることができる。

(管理権限の委任)

第9条 管理者は、この規程に関する権限につき管理担当役員を定め、その権限を委任することができる。

附 則

この規程は、令和 年 月 日より施行する。

自治会入会について

自治会に加入するにはどうしたらよいのだろう？という市民の声が多数寄せられております。
私たち自治会連合会事務局が、皆様に代わって地域の自治会と連絡を取り、入会までのお手伝いをいたします。 ※自治会については、別紙「自治会の輪（和）に参加しませんか」参照

入会手続きの流れ ※管理事務所のある集合住宅は管理組合にご確認ください

1. 以下の入会連絡書を自治会連合会事務局へ郵送もしくはFAX する
↓
2. 入会連絡書の内容を対象の自治会長へ事務局が連絡する
↓
3. 入会手続きの連絡方法により自治会長もしくは自治会役員が希望者へ連絡する
↓
※自治会からの連絡は若干、日数がかかることをご了承ください
4. 入会条件等を確認し入会

入会連絡書

令和 年 月 日

浦安市自治会連合会事務局 御中

住居地の自治会への入会を希望いたします。

※自治会への連絡を承諾いただき、以下に記載してください

ふりがな（ ）

氏名： _____

アパートマンション名等

住所： 浦安市 丁目 番 号（ _____ 号室）

電話： 自宅 _____ 携帯 _____

入会手続きの連絡方法（希望する番号に○をつけてください）

1. 電話希望（以下にチェック）
（☐自宅・☐携帯）に（☐平日・☐土曜・☐日曜）の（時頃）を希望する
2. 訪問を希望（☐平日・☐土曜・☐日曜）の（時頃）を希望する
※事前に電話連絡がほしい場合は、以下にチェック
（☐自宅・☐携帯）に（☐平日・☐土曜・☐日曜）の（時頃）を希望する

提出先 浦安市自治会連合会事務局

（浦安市役所 地域振興課内）

住所 〒279-8501 浦安市猫実1-1-1

電話 047-712-6246

Fax 047-351-8600

浦安市自治会連合会会則

(名 称)

第1条 本会は、浦安市自治会連合会と称し、事務所を市役所内に置く。

(目 的)

第2条 本会は、本会に加入している自治会相互の連携と親睦を図り、共通の問題を協議し、市行政に協力すると共に、市民自治意識の高揚と地域社会の発展に寄与することを目的とする。

(事 業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 各地区自治会の連絡調整に関する事
- (2) 本会主催行事の開催に関する事
- (3) 自主防災及び自主防犯など市民の生活安全に関する事
- (4) 社会福祉事業の推進及び生活環境の向上に関する事
- (5) 本会機関紙の編集、発行、配付に関する事
- (6) 各地区自治会活動功労者等への表彰に関する事
- (7) 市行政についての周知及び協力に関する事
- (8) 同一目的を有する諸団体との協力連携に関する事
- (9) その他、本会目的の達成に必要な事項に関する事

(会 員)

第4条 本会の会員は、本市に自治会設立届を提出し受理された全ての自治会をもって会員とする。

(役 員)

第5条 本会に次の役員を置く。

会 長	1 名
副 会 長	3 名
幹 事	3 名
会 計	1 名
庶 務	1 名
会計監査	3 名

(役員を選出)

第6条 会長は、定例会において各地区自治会長の中より選挙又は推薦により選出し総会の承認を受ける。

2 会長の選出が定例会において成されなかった場合、別に定める浦安市自治会連合会委員会活動基準（以下、「活動基準」という。）による役員選考委員会を設置し、その委員会において会長を選出し総会の承認を受ける。

- 3 副会長、幹事は、各地区自治会長の中より会長が選任し総会の承認を受ける。
- 4 会計、庶務は、自治会担当課長及び係長があたる。
- 5 会計監査は、会長、副会長、幹事に就任した者以外の元町、中町、新町地区の自治会長より、各1名ずつ互選により選出し総会の承認を受ける。

(役員の任期)

第7条 役員の任期は2年とする。ただし再選を妨げない。

- 2 役員に欠員が生じたときは、定例会の議を経て後任者を補充できるものとする。ただし、後任者の任期は前任者の残任期間とする。

(役員の任務)

第8条 会長は、本会を代表し会務を統括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し会長に事故あるときはその職務を代行する。
- 3 幹事は、元町、中町、新町地区を代表し連絡調整を行う。
- 4 会計は経理を司る。
- 5 庶務は一般事務を処理する。
- 6 会計監査は、本会の経理を監査し、その結果を総会に報告する。

(会 議)

第9条 本会の会議は、総会、定例会、役員会、委員会とする。

- 2 全ての会議の議決、承認は、議長を除く出席者の過半数の賛成により採択する。なお、可否同数の場合は、議長が決する。
- 3 総会、役員会は、構成員の2分の1以上が出席しなければ成立しない。
- 4 総会に出席できない場合、委任状をもって出席とみなすことができる。なお、委任状を提出したものは、議決事項を議長に一任することができる。

(総 会)

第10条 総会は、本会の最高議決機関であって、各地区自治会長をもって組織する。また、各地区自治会長に事故あるときは、当該自治会の役員の中から代理の者1名を出席させるものとする。

- 2 定期総会は毎年5月に開催し、臨時総会は役員会が必要と認めたとき、または定例会において各地区自治会長の3分の1以上から請求があった時に開催するものとする。
- 3 次の事項は、定期総会に付議しその承認または議決を得なければならない。
 - (1) 前年度事業報告及び決算
 - (2) 決算監査報告
 - (3) 当年度事業計画及び予算
 - (4) 役員の選任
 - (5) 会則等の改廃
 - (6) 役員会が総会に付議すると認めた事項
- 4 総会の議長は、各地区自治会長の中から互選により決定する。

(定例会)

第11条 定例会は、会長、副会長、幹事、会計、庶務及び各地区自治会長をもって組織し必要に応じて開催する。また、各地区自治会長に事故あるときは、当該自治会の役員の中から代理の者1名を出席させるものとする。

2 定例会は、次の事項について審議するものとする。

(1) 本会運営に必要な事項に関すること

(2) 総会の提出議案に関すること

(3) その他、必要と認める事項

3 定例会の議長は、会長があたる。

(役員会)

第12条 役員会は、会長、副会長、幹事、会計、庶務をもって組織し必要に応じて開催する。

2 役員会は、次の事項について審議するものとする。

(1) 委員会より付議された事項

(2) その他、必要と認める事項

3 役員会の議長は、会長があたる。

4 会計監査は、必要に応じて役員会に出席できるものとする。

(委員会)

第13条 本会の事業を円滑に行うため、役員会の議を経て、活動基準により委員会を設けることができる。ただし、その目的の達成をもって解散する。

(経 費)

第14条 本会の経費は、各地区自治会負担金、寄付金、補助金及びその他の収入をもってあてる。

2 前項に規定する各地区自治会負担金は、総会において決める。

(会計年度)

第15条 本会の会計年度は4月1日に始まり翌年3月31日をもって終わる。

(委任事項)

第16条 この会則に定めるもののほか、本会の事業及び運営について必要な事項は役員会において定める。

附 則

この会則は、昭和56年4月1日より施行する。

附 則

この会則は、平成6年5月11日より施行する。

附 則

この会則は、平成１６年５月１２日より施行する。

附 則

この会則は、平成１７年５月１１日より施行する。

附 則

この会則は、平成１９年５月９日より施行する。

浦安市自治会連合会表彰規程

(目的)

第1条 この規程は、浦安市自治会連合会（以下「連合会という。」）の行う表彰に関して必要な事項を定める。

(表彰の形態)

第2条 表彰は、連合会会長及び市長が行う。

(表彰)

第3条 表彰は、次の各号に該当する者に対して行う。

- (1) 連合会会長・副会長・幹事・会計監査及び会計・庶務の職を退職した者。
- (2) 各地区の自治会会長を退職した者。
- (3) 副会長又は会計の職を勤続2年以上で退職した者。但し、副会長及び会計の職にある期間を通算した場合における勤続期間が2年以上となる者を含む。
- (4) 班長以上の役員の勤続期間が5年以上となる者。以後5年ごとに同様とする。
- (5) その他特に、連合会会長が表彰することが適当であると認めた者。

2 前項第1号から第3号までに規程する「退職した者」とは、前年度中に退職した者をいう。

(表彰の授与)

第4条 表彰は、次の各号によって行う。

- (1) 前条第1項第1号から第3号までに該当する者については、感謝状と記念品の授与によりこれを行う。
- (2) 前条第1項第4号及び第5号に該当する者については、表彰状と記念品の授与によりこれを行う。

(選考及び決定)

第5条 本規程により表彰が要すると認められる者があるときは、表彰推薦書（別紙様式）を推薦者（各地区会長及び事務局）が作成し、連合会会長へ提出しなければならない。

(勤続年数の計算)

第6条 第3条第1項第3号及び第4号に該当する者の勤続年数は、次の各号により計算する。

- (1) 第3条第1項第3号に該当する者の勤続年数は、就任した日の属する月から起算して、退職した日の属する月までをもって算出する。
- (2) 第3条第1項第4号に該当する者の勤続年数は、就任した日の属する月から起算して、当該各号に定める期間の満了となる日の属する月までをもって算出する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

第2号様式（第5条）

浦安市自治会・自治会連合会運営費補助金交付申請書

令和 年 月 日

浦安市長 内 田 悦 嗣 様

住 所

名 称

代表者職氏名

印

令和 年度 事業を別添事業計画書の
とおり実施いたしますので、浦安市自治会及び自治会連合会運営費補助金交付
要綱第5条の規定により、下記のとおり補助金の交付を申請いたします。

記

交付申請額

円

第3号様式（第5条）

令和 年度

予算書

歳入合計

四

歳出合計

四

歳入

科 目	金 額	摘 要

歳出

[illegible]

令和 年 月 日

※総会の期日を記入

会長

第 4 号様式（第 5 条）

令和 年度

自治会

事業計画書

月 日	事 業 計 画

第 6 号様式（第 8 条）

浦安市自治会・自治会連合会事業実績報告書

令和 年 月 日

浦安市長 内 田 悦 嗣 様

住 所

名 称

代表者職氏名

印

令和 年 月 日付け浦地第 号をもって、補助金交付の決定
通知のあった 事業を実施したので、浦安市
自治会及び自治会連合会運営費補助金交付要綱第 8 条の規定により、別紙の
とおり補助事業の実績を報告いたします。

第7号様式（第8条）
令和 年度

決算書

歳入合計 円
歳出合計 円
差引残高 円

歳入

科 目	金 額	摘 要

歳出

科 目	金 額	摘 要

上記のとおり相違ありませんので報告いたします。

会長
会計

監査の結果、適正であることを認めます。

監事
監事

別紙

令和 年度

事業実績報告書

月	日	事業報告

第 1 0 号様式（第 1 1 条第 1 項）

浦安市自治会・自治会連合会運営費補助金概算払交付請求書

令和 年 月 日

浦安市長 内 田 悦 嗣 様

住 所

名 称

代表者職氏名

印

令和 年 月 日付け浦地第 号をもって交付決定のあった、
令和 年度 運営費補助金を、浦安市自治会
及び自治会連合会運営費補助金交付要綱第 1 1 条の第 1 項の規定により、下記
のとおり概算払いされるよう請求します。

記

概算払請求額

円

第 1 1 号様式（第 1 1 条第 2 項）

浦安市自治会・自治会連合会運営費補助金概算払精算書

令和 年 月 日

浦安市長 内 田 悦 嗣 様

住 所

名 称

代表者職氏名

印

令和 年 月 日付け浦地第 号をもって確定通知のあった、
令和 年度 運営費補助金を、下記のとおり
精算いたします。

記

概算交付額 円

交付確定額 円

精 算 額 円

令和 年度自治会運営費補助金口座振替払申出書

自治会名		
銀行名		支店名
口座番号	普 通 当 座	
口座名義	ふりがな	

※ 振込先の通帳名義を記入してください。
別添資料として、通帳(表紙及び1ページ目)のコピーと、
世帯数確認用に加入世帯の名簿を添付してください。

当自治会に支払われる自治会運営費補助金について、下記のとおり連合会負担金及び納涼花火大会への協賛金を差し引いた上で、上記預金口座へ口座振替してください。

補助金決定額	円
連合会負担金	円
花火大会協賛金	円
振込み額	円

令和 年 月 日

浦安市会計管理者 様

住 所

自治会名

会 長 名

自治会

印

令和 年度自治会会員世帯数報告書

令和 年 月 日

浦安市長 内 田 悦 嗣 様

住 所

名 称

代表者職氏名

印

本会の会員世帯数は下記のとおり相違ありません。

会員世帯数	世帯
-------	----

令和 年度 浦安市

役員名簿

No	役職名	班名	氏名	住所	TEL	受持世帯数
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18						
19						
20						
21						
22						
23						
24						
25						
26						
27						
28						
29						
30						
31						
32						
33						
34						
35						

※ 班長以上の役員を記入してください。

No	役職名	班名	氏名	住所	TEL	受持世帯数
36						
37						
38						
39						
40						
41						
42						
43						
44						
45						
46						
47						
48						
49						
50						
51						
52						
53						
54						
55						
56						
57						
58						
59						
60						
61						
62						
63						
64						
65						
66						
67						
68						
69						
70						
71						
72						

※ 班長以上の役員を記入してください。

令和 年 月 日

啓発用防災物品借用申請書

危機管理課長 様

申請者 団体・組織名 _____

住 所 _____

氏 名 _____

電 話 () _____

物品名	1. DVD (作品名 :) 2. パネル (枚 数 :) 3. 避難所運営ゲーム (HUG) 4. その他 () ☆該当する箇所へ○印をして下さい。
使用目的	1. 防災訓練 2. 防災講演会 3. その他 () ☆該当する箇所へ○印をして下さい。
借用期間	令和 年 月 日～令和 年 月 日

令和 年 月 日

自主防災組織訓練等事業申込書

危機管理課長 様

団体名 _____

代表者名 _____

自主防災組織訓練等事業を下記の日程・内容で実施します。

実施日時	令和 年 月 日 () 午前・午後 時 分から 午前・午後 時 分まで	
実施場所		
参加者予定数		
担当者 連絡先	住 所 _____ 電 話 _____ 氏 名 _____ 携帯電話 _____	
事業内容	時間	内 容

第2号の2様式（第5条）

浦安市自主防災組織事業費補助金交付申請書

令和 年 月 日

浦安市長 様

名 称

代表者職氏名

令和 年度浦安市自主防災組織事業費補助金の交付を受けたいので、浦安市補助金等交付規則第3条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

記

交付申請額

円

※添付書類

事業計画書及び予算書

第7号の2様式（第10条）

浦安市自主防災組織事業費補助金交付請求書

令和 年 月 日

浦安市長 様

名 称

代表者職氏名

㊞

令和 年 月 日付け浦危第 号をもって額の確定のあった
令和 年度浦安市自主防災組織事業費補助金を、浦安市補助金等交付規則第
15条の規定により、下記のとおり請求します。

記

1 交付確定額 円

2 交付請求額 円

振込先

金融機関名	預金の種類	口座番号	口座名義人
店	1. 普通 2. 当座		

※添付書類 通帳の写し（表紙及び1ページ目）

第5号の2様式（第8条）

浦安市自主防災組織事業費補助金実績報告書

令和 年 月 日

浦安市長 様

名 称

代表者職氏名

令和 年 月 日付け浦危第 号をもって交付決定のあった浦安市自主防災組織事業費補助金に係る事業を実施したので、浦安市補助金等交付規則第12条の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 事業経費総額 円

2 交付決定額 円

※添付書類

活動実績内訳書及び事業に要した費用の領収書の写し

活動実績内訳

[illegible]

第4号様式（第7条）

浦安市自主防災組織変更届出書

令和 年 月 日

浦安市長 様

名 称

代表者職氏名

令和 年 月 日付で、下記の事項について変更がありましたので、お届けします。

1 自主防災組織の名称変更

新	
旧	

2 代表者又は所在地の変更

新	
旧	

※添付書類 規約等

第 1 号様式（第 5 条）

浦安市自主防災組織防災器材等購入補助金交付申請書

令和 年 月 日

浦安市長 様

名 称

代表者職氏名

浦安市自主防災組織防災器材等購入補助金を受けたいので、浦安市自主防災組織
防災器材等購入補助金交付要綱第 5 条の規定により、下記のとおり申請します。

記

交付申請額 円

購入品目

品 名	数 量	単 価	金 額
			円
			円
			円
			円
			円
			円
			円
			円
			円
合 計			円

※添付書類 器材等購入見積書の写し

第 6 号様式（第10条）

浦安市自主防災組織防災器材等購入補助金交付請求書

令和 年 月 日

浦安市長 様

名 称

代表者職氏名 ⑩

令和 年 月 日付け浦危第 号をもって額の確定があった
令和 年度浦安市自主防災組織防災器材等購入補助金を下記のとおり請求します。

記

交付確定額 円

交付請求額 円

振込先

金融機関名	預金の種類	口座番号	口座名義人
店	1. 普通 2. 当座		

※添付書類 通帳の写し（表紙及び1ページ目）

第4号様式（第8条）

浦安市自主防災組織防災器材等購入補助金実績報告書

令和 年 月 日

浦安市長 様

名 称

代表者職氏名

令和 年 月 日付け浦危第 号をもって交付決定のあった防災器材等
等下記のとおり購入したので、浦安市自主防災組織防災器材等購入補助金交付要
綱第8条の規定により、下記のとおり報告します。

記

購入品目

品 名	数 量	単 価	金 額
			円
			円
			円
			円
			円
			円
			円
			円
			円
合 計			円

※添付書類 購入した器材等の領収書の写し及び写真

第 3 号様式（第 7 条第 1 項）

浦安市自主防災組織防災器材等購入変更承認申請書

令和 年 月 日

浦安市長 様

名 称

代表者職氏名

令和 年 月 日付け浦危第 号をもって交付決定のあった防災器材等購入計画について、次のとおり変更したいので申請します。

○変更前

品 名	数 量	単 価	金 額
			円
			円
			円
			円
			円
			円
			円
合 計			円

○変更後

品 名	数 量	単 価	金 額
			円
			円
			円
			円
			円
			円
			円
合 計			円

○変更の理由

※添付書類 購入品目変更後の器材等購入見積書の写し

(第5号様式 (第5条))

浦安市資源回収事業奨励補助金交付申請書

令和 年 月 日

浦安市長 内 田 悦 嗣 様

団体名

代表者住所

代表者氏名

⑩

電 話

資源回収事業奨励補助金の交付を受けたいので、浦安市資源回収事業奨励補助金交付規則第5条の規定により、下記のとおり申請します。

- | | | |
|---|----------|--------------------------------|
| 1 | 資源回収総重量 | キログラム |
| 2 | 回収業者売渡金額 | 円 |
| 3 | 補助金交付申請額 | 円 |
| 4 | 添 付 書 類 | 仕切書 (資源回収売上明細書)
(検量書または計量表) |

(第7号様式 (第7条))

浦安市資源回収事業奨励補助金交付請求書

令和 年 月 日

浦安市長 内 田 悦 嗣 様

団体名

代表者住所

代表者氏名

㊞

電 話 ()

令和 年 月 日付け浦ご第 号をもって補助金の交

付決定のあった資源回収事業奨励補助金を浦安市資源回収事業奨励補

助金交付規則第7条の規定により、次のとおり請求します。

交付決定額 円

第4号様式（第3条第3項）

浦安市資源回収事業登録事項変更・廃止届出書

令和 年 月 日

浦安市長 内 田 悦 嗣 様

団 体 名：
代表者住所：
代 表 者 名： ⑩
電 話： ()

資源回収事業に係る登録事項を変更・資源回収事業を廃止しますので、浦安市資源回収事業奨励補助金交付規則第3条第3項の規定により、次のとおりお届けします。

変 更 事 項	変 更 前	変 更 後
団 体 名 称		
代 表 者 氏 名	(フリガナ)	(フリガナ)
住 所	浦安市	浦安市
電 話	☎ ()	☎ ()
担 当 者 氏 名	(フリガナ)	(フリガナ)
住 所	浦安市	浦安市
電 話	☎ ()	☎ ()
届 出 金 融 機 関	銀 行 名 銀行 信組 労金 信金 農協	銀行 信組 労金 信金 農協
	支 店 名 支 店	支 店
	口 座 名 義 ※省略せず全て カタカナで記入 して下さい。	
	口 座 番 号 1 普通 ・ 2 当座	1 普通 ・ 2 当座
郵便物送付先 ※変更の有無に係らず 必ず○をつけて下さい。	代表者 ・ 担当者	代表者 ・ 担当者
変更・廃止年月日	代表者に関する事項：令和 年 月 日 届出金融機関に関する事項：令和 年 月 日 担当者に関する事項：令和 年 月 日 団体名称：令和 年 月 日	
変更・廃止の理由		

※本届出書のご提出につきましては、原本を①窓口または②郵送にてご提出下さい。

公園行為の許可条件

・行為前において

1. みどり公園課に「都市公園行為許可申請書」の提出

申請書は各会長名および子供会の代表名で記入し、原則として行為の1週間前までに提出してください。公園を使用する場所の図面（位置図）を添付してください。

2. ほかの利用者へできる限り支障とならないような計画一般の利用者に配慮した計画をしてください。

3. 行為概要を近隣住民に周知

近隣住民に行為の目的・状況・責任者等のお知らせをして、了解を得てください。

・行為中において

1. 行為の責任者や関係者の判別

関係者が判るよう、腕章等で判別ができるようにしてください。

2. 巡回する等、周囲の状況を常に把握

行為の内部だけではなく、周囲状況を一定時間ごとに確認してください。

3. 駐輪場の指定

駐輪場を指定し、通路や出入り口のある部分に駐輪しないようにしてください。

・行為後において

1. 公園の現状復旧を確実に行ってください。

2. ゴミ等が発生した場合は、主催者側は責任を持って処理してください。

別 記

第1号様式（第2条）

都市公園内行為許可申請書

令和 年 月 日

浦安市長 内田悦嗣様

申 請 者：住 所

氏 名

⑨

電 話

()

〔 法人にあっては主たる事務所 〕
〔 所在地、名称、代表者の氏名 〕

都市公園内における行為の許可について、浦安市都市公園条例第2条第2項の規定により、関係書類を添えて次のとおり申請します。

行 為 の 目 的	
行 為 の 期 間	
行為する都市公園名	
行為の位置又は公園施設	
行 為 の 内 容	
公 園 の 復 旧 方 法	
※ 使 用 料	
備 考	

注 ※は、記入しないでください。

公園での活動を楽しみませんか？

浦安市公園等の里親制度

みんなが利用する公園はいつもきれいでみどりがいっぱいであってほしいものです。市では公園の清掃、美化に努めていますが、なかなか目が行き届いていないのが現状です。

公園等の里親制度は市民のみなさんに日頃利用している公園で、掃除や花壇（植栽）の手入れなどの緑化・美化活動を行っていただき、市がこれを支援する制度です。市民のみなさんと市が協働して公園がより良くなるよう育んでいきましょう！

どんなことをするの？

市との話し合いで、活動内容や範囲を決めます。たとえば・・・

花壇（植栽）の手入れ

- ・花植え
- ・水やり
- ・花ガラつみ
- ・草とり



清 掃

- ・公園のごみ拾い

市への連絡

- ・遊具の損傷
- ・不審者や不適切な利用者の通報



市は何をするの？

市民のみなさんの活動に対して支援を行います。たとえば・・・

用具の貸出し

- ・ホウキ
- ・ジョウロ
- ・スコップ
- など

資材の支給

- ・花苗、種
- ・ゴミ袋
- ・肥料
- など

その他

- ・万一のために保険に加入できます。
- ・活動団体名を書いた看板を設置します。

※定期的な掃除や樹木の管理など基本的な管理は市が行います。

問い合わせ先

浦安市みどり公園課 ☎351-1111 FAX 352-7996





里親になるにはどうすればよいの？

①

お友達やご近所の方などに、声をかけて5名以上の団体を作ってください。

1年を通じて活動できるように、**5名以上**のメンバーが必要です。すでにある団体でも構いません。

Ex. ・お友達同士 ・ご近所の仲間
・自治会 ・学校 ・企業 など

②

活動場所や活動内容を決めてください。
よくわからない事などがありましたら、市のみどり公園課にご相談ください。

- 活動できる場所は**公園または緑地**です。
- 公園・緑地のなかで活動する区域を決めます。
- 活動する内容・スケジュールを決めます。

③

申請書を作成して、市のみどり公園課に申請書を提出します。

※申請書に添付する書類は、活動区域図、会員名簿、年間活動予定表



④

審査をおこなった後、里親と市で**合意書**を取り交わします。

⑤

合意書の内容の活動を行います。
(市では活動に必要な支援を行います)

浦安市緑化活動支援事務取扱要領

(趣 旨)

第 1 条 この要領は、浦安市みどりを育てる条例（昭和 53 年条例第 21 号）第 1 条に基づき、良好な市街地の環境形成や環境美化ならびに地域コミュニティの形成の一助となる公共花壇区域における緑化活動及び広く市民を対象とした緑に関する催し等を推進することを目的として、その活動の支援に関し必要な事項を定めるものとする。

(定 義)

第 2 条 この要領において、「公共花壇区域」とは、公園、緑地、河川管理用地、街路花壇等の公共用地内における草花の種を蒔き、又は苗を植え、育てるなど緑化活動を行うために指定した区域をいう。

(活動要件)

第 3 条 支援の対象となる活動は、次に掲げる要件を整えるものとする。

(1) 活動者は、代表者を含め 5 名以上の組織とする。ただし、緑化活動を定期的に行っており、継続的に行うことができると認める個人または事業所にあつてはこの限りでない。

(2) 活動者は、活動計画等について、緑化活動計画届（別記第 1 号様式）、緑化活動催し計画届（別記第 2 号様式）により市長に提出

しなければならない。

(3) 緑化活動に際しては、広く地域の自治会等や学校に参加を呼びかけること。

(4) 公共花壇区域については、市長と協議し、活動者の自己責任において安全等の管理を行うこと。

(4) 第 1 条で規定する催しは、広く市民を対象とした緑化の推進及び啓発に寄与するものであること。

(支援内容)

第 4 条 市長は、活動者の活動が、第 3 条の規定により適当と認めた時は、次の支援を行うものとする。

(1) 緑化活動に必要な草花の種、苗、腐葉土、肥料等の支給

(2) 緑化活動のための用具の貸出し及び無償貸与

(3) 緑化活動場所の耕作等

(4) 緑化推進活動のための催し等への協力等

(申請手続き)

第 5 条 活動者は、活動計画に準じた活動のための支援を受ける際は、緑化活動支援申請書（別記第 3 号様式）を市長に提出しなければならない。

(活動報告)

第 6 条 活動者は、活動報告書（別記第 4 号様式）を市長に提出しなければならない。

（活動の中止）

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、その活動の中止を命ずることができる。

（1）活動者が公共花壇を草花の育成以外の目的に使用したとき。

（1）活動者が公共花壇を 6 ヶ月以上放置したとき。

（2）市長または公共用地の管理者が事業執行等により活動指定場所を利用する必要性が生じたとき。

（3）その他この要領に違反したとき。

附則

この要領は、平成 1 5 年 4 月 1 日から施行する。

（平成 2 8 年 4 月 1 日 一部改正）

別 記

第 1 号様式（第 4 条第 1 項）

浦安市公園等里親申出書

令和 年 月 日

浦 安 市 長 様

希 望 す る 公 園 等	公 園 等 の 名 称				
	所 在 地	浦安市			
	活 動 面 積	m ²			
	区 分	公園 ・ 緑地			
団 体 の 名 称 等	団体名			団体人数	人
		代表者		連絡先（代表者と異なる場合）	
	氏 名	(フリガナ).....		(フリガナ).....	
	住 所	〒 -		〒 -	
	電 話	()		()	
	電子メール アドレス				
活 動 内 容	開 始 予 定 日	令和 年 月 日			
	内容及び活動 回数				
	備 考				
里親名表示希望		☐ 希望する（表示名） ☐ 希望しない			
保険加入の希望		☐ 希望する ☐ 希望しない			

私達は公園等の里親になりたいので、次のとおり申し出ます。
添付書類 活動区域図、団体名簿及び年間活動予定表

(別紙1)

団 体 名 簿

団 体 名					
番号	氏 名	住 所	性別	年齢	備 考
1			男・女		
2			男・女		
3			男・女		
4			男・女		
5			男・女		
6			男・女		
7			男・女		
8			男・女		
9			男・女		
10			男・女		
11			男・女		
12			男・女		
13			男・女		
14			男・女		
15			男・女		
16			男・女		
17			男・女		
18			男・女		
19			男・女		
20			男・女		
21			男・女		
22			男・女		
23			男・女		
24			男・女		
25			男・女		
26			男・女		
27			男・女		
28			男・女		
29			男・女		
30			男・女		

令和 年 月 日現在

浦安市公園等里親活動用具貸与等願

令和 年 月 日

浦 安 市 長 様

団体名

代表者 住 所

氏 名

電話番号

公園等の里親活動において必要な用具等について貸与及び給付をお願いいたします。

公 園 等 の 名 称	
所 在 地	浦安市

【貸与及び給付要望物品一覧】

用具等の名称		仕様	数量	単位	備考
貸与物品					
給付物品					
その他					

<誓約事項>

- 貸与、給付を受けた物品は、公園等の里親活動以外には使用いたしません。
- 貸与を受けた物品及び給付物品のうち使用しなかった物品については返却いたします。

第 1 号様式（第 3 条第 1 項）

令和 年 月 日

浦安市長様

住 所
氏 名
電話番号

緑 化 活 動 計 画 届

活 動 者	代 表 者	住 所		
		氏 名		
		連絡先		
		所属団体		
	活 動 メ ン バ ー			
活 動 場 所	所在地	浦安市		
	面 積	m ²		
	区 分	公園 街路樹植栽帯 緑地 その他（ ）		
年 間 活 動 計 画				

第4号様式（第6条）

令和 年 月 日

浦安市長様

住 所
氏 名
電話番号

活 動 報 告 書

報 告 者	住 所	
	氏 名	
	連絡先	
	所属団体	
活 動 場 所	所在地	浦安市
	面 積	m ²
	区 分	公園 街路樹植栽帯 緑地 その他（ ）
年 間 活 動	活動月	
	参加人数	
	活動内容	
※ 市役所記入欄		



浦安市自治会ハンドブック

発 行：浦安市市民経済部地域振興課
（浦安市自治会連合会事務局）

〒279-8501

浦安市猫実一丁目1 番1 号（浦安市役所3階）

電 話 047-712-6246

FAX 047-351-8600

Eメール chiikinet@city.urayasu.lg.jp